

# SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

## アメリカにおける権利保持の現状

Jennifer Beamer

(The Claremont Colleges)

### 講演要旨



本講演では、アメリカにおける権利保持の現状と将来について概観を報告する。権利保持とは、知的財産、デジタルデータ、個人のプライバシーなどの様々な権利について、個人や団体がその保有や管理に関する権限を維持することを意味する。また、権利保持の重要性について、これまでの経緯と今後の展望を述べる。2022年の米国大統領府科学技術政策局（OSTP）覚書に備える上でも、権利保持の現状を理解することが必要と考える。

### Jennifer Beamer

米国カリフォルニア州クレアモント・カレッジ、学術コミュニケーション&オープン出版サービス部長。フルブライト研究員としてNIIに在籍（2023～2024）。オープンアクセスとオープンインフラを提唱。博士論文では、北米SPARCと日本の各団体がどのようにオープンアクセスのインフラを支援しているかについて研究。北米SPARC運営委員会メンバー。SCELC (Statewide California Electronic Library Consortium) の学術コミュニケーション委員会およびIR分科会の元委員長。Association of College and Research Libraries (ACRL) の学術コミュニケーションロードショーでプレゼンターを務める。SPARCオープンエデュケーションプログラム（2019～2020）およびOpenCon（2014年・2016年）修了。ハワイ大学マノア校で図書館学修士および情報コミュニケーション学博士を取得。図書館員としては、教員らが様々な方法でオープンアクセスに参加できるように政策の研究と提言に取り組んでいる。



SPARC Japan には、ライセンスの権利に関するこの重要なイベントにお招きいただき感謝しています。今回は、米国における権利保持の現状について話すためにお招きいただきました。2022年の米国大統領府科学技術政策局（OSTP）覚書を踏まえ、米国で現在何が起きているのか、そして将来はどうなるのかについてお話しできることをうれしく思います。

### 権利保持はなぜ重要か

OA ポリシーの複雑な状況がある中で、大学側が不必要なコストをかけずにコンプライアンスを確保しようとする一方で、助成機関は出資した研究に即時OAをますます要求するようになってきています。しかし、こうした文脈の中で、権利保持は強力な手段として登

場しました。権利保持によって、研究者は APC (article processing charge) を負担することなく、研究成果を購読型ジャーナルでオープンに出版できるようになります。これは予算重視の大学にとっても魅力的な方法です。

一方で、この方法は出版社の確立されたビジネスモデルを脅かす可能性があると考えられています。権利保持をめぐるのは助成機関と出版社との綱引きがあり、研究者はしばしばこの継続的な交渉の渦中に巻き込まれることとなります。私がここに提示した提言から、研究の共有によって数多くの世界的課題を解決するためには、この交渉が非常に重要であることがお分かりいただけるかと思います。そして、米国では多くの図書館員や研究者がこれらの提言に賛同しています。

## ハーバード大学とプラン S の権利保持戦略

それでは、米国での権利保持をめぐる状況は、最近までと現在でどうなっているのでしょうか。米国における著者の権利に関する交渉を受けて、多くの機関が著者の権利を保持する方法としてハーバード大学の OA 方針を取り入れ、現在も採用しています。ハーバード大学の教授陣は、自身の将来の学術論文に対する非独占的権利を大学に与えることを投票で決定しました。そして大学側も教授陣に対して同じ権利を認めました。2022 年の時点で、米国には権利保持に基づく 81 の OA 方針が存在しており、その大半がハーバード大学の OA 方針を模倣したものです。

このハーバード大学の OA 方針による対応は現在も存在し、研究者に対して、営利目的で論文を販売しないことを条件に、自身の学術論文全てについて著作権上のあらゆる権利をメディアを問わず行使するための、非独占的かつ取り消し不可で、支払い済みの世界的なライセンスを付与し、また、他者にも同様の行為を許可することを求めています。著者はこれらの条件の下で、アクセプトされた論文の複製を配布用としてリポジトリに提供することができます。非常に重要なことは、研究者がオープンアクセスを希望しない出版物については免責事項が適用できることです。ハーバード大学の OA 方針が発表されてから数年間で、商業出版社は、ゴールド OA を繁榮させて権利保持方針の採用の流れを食い止めるような多くのビジネスモデルの考案に成功しました。

そこで、2021 年には、cOAlition S が「プラン S」を作成しました。プラン S は主に欧州の機関や著者に利用されていますが、米国にも直接的影響を与えています。オープンアクセスを基本とし、例外として購読型のアクセスも認めるというハーバード大学の方針とは違い、cOAlition S の権利保留戦略には、エンドポイントを CC BY による即時 OA とするためのより複雑な条件のリストが設けられています。

プラン S の戦略では、研究者は料金を支払うことなく CC BY でリポジトリに OA 出版ができます。その

ため、これは cOAlition S の助成機関の多くが拠点とする欧州において新たな関心を集めています。投稿原稿に必ず添えるよう、権利保持の意思を伝える文書を出版社に提供する助成機関もあります。

もちろん、米国で採用されている方法は他にもたくさんあり、この短い時間では紹介しきれないほどです。例えば、著者の交渉、著者のアデンダム、機関の知的財産の作成、方針およびコンプライアンス方針の作成があり、それらを混合したハーバード大学の OA 方針とプラン S などがあります。詳しくは、Peter Suber 氏の名著『Methods of Rights Retention』をぜひお読みください。

## 連邦政府の権利保持

研究者がハイブリッド誌に投稿しようとする場合、権利保持は米国の学術機関により奨励されてきました。例えば、APC やゴールド OA によって各論文をオープンアクセスにする購読誌だけでも、研究者にそのための資金がない場合です。長年の方針により、連邦政府機関は、連邦政府の資金で作成された著作物について、連邦政府の目的のために広く利用したり、他者が同様に利用することを許可するライセンスを既に得ています。この連邦ライセンスにより、政府機関は連邦の目的のために著作物を広範に使用し、他者にも同じ権限を与えることができます。恐らく、連邦政府のこの方針は、パブリックアクセス可能な学術出版物の複製の提供を義務付けるために必要な権限を既に与えているでしょう。

しかし大学によっては、学術著作物の著作権を大学ではなく個々の著者に帰属させることで、この方針をさらに知的財産方針にまで広げているところもあります。このような大学著作権あるいは知的財産方針の多くには、既定の権利分配を変更することでライセンス要件の遵守を可能にする条項が既に含まれています。通常これは、大学が助成金の下で作成された著作物の全権利の所有権を明記するか、助成金や契約の義務を果たすために必要な権利の一部を大学が保持すると宣

言することで達成されます。

このような知的財産権に関する方針は、実際に読んでみる方が理解しやすいと思います。そこで、テキサス大学とスタンフォード大学の2例をご用意しました。また、ウィスコンシン大学の、ポリシーやライセンスを遵守するために記入が必要な書類の形式もご覧いただけます。

### 今後求められるもの

私の大好きな映画「バック・トゥー・ザ・フューチャー」ではないですが、将来について見てみましょう。皆さんは SPARC Author Addendum についてよくご存じかもしれません。これは、オープンアクセスの初期に政府からの出資を受けた研究者のために考案された実に素晴らしいツールです。一般的に、出版社との交渉の際にこのアデンダムを適用します。このツールは論文をオープンライセンスにしたいと考える全ての著者にとって、非常に重要なものとなりました。

一方で問題となるのは、このようなツールの使用は、研究者に全ての責任を負わせてしまうことです。将来を見据えて、研究者・各種機関・出版社がプロセスの早い段階でどのように権利を主張するかについて、現在分かっている慣行から学ぶことができます。研究者が権利を主張することを奨励したい場合は、研究者が権利を主張できるよう支援する必要があります。例えば、テキストマイニングやデータマイニング、AIなどに科学論文を十分に活用できるようにするためには、完全な再利用権が必要であることを何らかの形でポリシーや政府機関の要件に組み込む必要があります。またそれを超える権利も必要であり、それにはデータも含まれますし、論文を公開リポジトリに投稿できる法的資格も不可欠です。そしてこれらの方針は、著者が事後的に権利を主張するのではなく、学術論文を作成する時点で組み込まれる必要があるのです。アウトプットには完全な再利用権が必要となります。

### SPARC North America のガイドンス文書

SPARC North America は、出版社との契約において個々の著者が自らの権利を主張することが困難であると認識し、クリエイティブ・コモンズやオーサーズ・アライアンスを含む米国の複数の法律専門家との協力の下、OSTP 覚書を踏まえた連邦政府機関向けのガイドンスをまとめました (Compliance Steps to Ensure Public Access with Reuse Rights: <https://sparcopen.org/wp-content/uploads/2023/08/Public-Access-with-Reuse-Rights.pdf>)。

先ほどお話したように、米国には連邦政府の目的のためのライセンスがあります。これは、連邦政府が資金提供した研究の成果物を、連邦政府の目的のために複製・出版・その他の方法で利用し、他者にもそれを許可する、ライセンス料無料で非独占的かつ取り消し不能な権利を政府が留保することを意味します。

SPARC North America が作成したこの文書は、公的資金を受けた学術出版物が、著作権法および 2022 年の OSTP 覚書による米国民と科学コミュニティへのアクセシビリティを確実に遵守するための推奨事項を提示しています。この文書では、助成対象者が査読済みの学術出版物に遅滞なくアクセスできるようにするため、方針や契約書の文言を使用することを提案しています。連邦政府機関は既にこれらのライセンスを保有しており、その目的のために活用できます。

さらに、公的アクセス権を強固なものにするために、助成先から追加の著作権ライセンスを取得し、そのライセンスを機関のアクセス義務に合わせて具体化するよう機関に助言しています。契約の文言は、その機関に対し出版と同時に追加ライセンスを付与し、著者の契約との抵触から保護します。

加えて、パブリックアクセス可能な学術出版物にこれらのライセンスに関する情報を含むこと、理想的には著者またはリポジトリ管理者が添付する標準化されたテンプレートの使用を推奨しています。ガイドンス文書では、テンプレートの使用や、各種機関、将来のリポジトリでの使用に関する全ての提案も見ることができます。

## 連邦政府機関へのパブリックコメント

重要なことですが、SPARC のガイダンスでは、リポジトリの寄託義務やメタデータの要件など、2022年の OSTP 覚書の全ての側面を網羅しているわけではありません。しかし、これらの側面は、米国連邦政府機関が計画に対する一般からの回答を求め、受け取り続ける中で対処されており、今後も同様に対処されるでしょう。

SPARC North America は、2022年の覚書に基づいた計画が発表されるたびに連邦政府機関にパブリックコメントを提供しており、それらの計画やコメントは SPARC North America の Web サイトで読むことができます (<https://sparcopen.org/our-work/2022-updated-ostp-policy-guidance/>)。多くのコメントは、特に十分なサービスを受けてこなかったコミュニティやキャリアの浅い研究者のために、ポリシーを確実に更新し、科学的記録の出版とアクセスの両方における公平性を保証すべきである点を強調しています。

SPARC North America のパブリックコメントの 3 ページ目にその一例があります (<https://sparcopen.org/wp-content/uploads/2023/08/SPARC-NASA-RFI-Comment.pdf>)。SPARC North America は NASA に対して、金銭的な障壁のないコンプライアンスオプションの利用可能性を明確に強調することを提言しています。また、コンプライアンス上不要であるにもかかわらず著者が OA 料金を追加で支払うよう促される可能性があることを明確にし、出版社からのいかなる請求もコンプライアンス料ではなく出版料であることを明確にすべきであるとも提言しています。著者がコンプライアンスと APC を混同しないことが重要なのです。

また、図書館や他の研究機関が運営する機関リポジトリでは、著者に料金を請求しない、または論文や原稿の寄託を請求しないリポジトリも推奨されています。このような推奨によって、私たちはより良い権利保持の未来を築くことができるのです。

## 終わりに

米国の権利保持の現在と将来についてのご清聴いただき、ありがとうございました。本日はとても有意義な時間を過ごすことができました。米国全体を代表してお話しすることはできませんが、個人的には、論文出版エコシステムには非常に多くの出資者の方々に関わっていただいていると感じています。学術出版社、営利・非営利組織、図書館、大学、学協会、そして一般市民が対話することで、受理された論文を即座に共有できる、より公平な学術コミュニケーションシステムが実現することを願っています。